おり決定いたしました。

文教常任委員会審查報告

〇小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の 報告を求めます。

髙橋孝夫委員長。

(髙橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成26年第4回市議会定例会において、文教常任委員会に付託になりました請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日 に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び 当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、請願第6号 少人数学級の推進及 び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書 提出方請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合置賜地区支部支部長、小松正義氏から提出されたものです。

本請願の趣旨とするところは、2011年に義務 標準法が改正され、小学校1学年が35人以下学 級となり、基礎定数化が図られた。しかし、現 在はほかの学年は40人のままで、小学校2学年 にのみ加配措置を行うことにとどまっている。 社会状況等の変化により、学校は一人一人の子 供に対するきめ細かな対応に努力をしている。 国の責任で少人数学級を推進し、小学校2学年 以上にも早期に35人学級を拡大していく必要が ある。さらに、三位一体改革により、義務教育 費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から 3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫す るとともに、非正規雇用者の増大などに見られ るように、教育条件格差も生じている。将来を 担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへ の教育は極めて重要であり、未来への先行投資 として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、 人材育成、創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、少人数学級を推進し、教育の機会均等と水準向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書を国の関係機関に提出していただきたいというものです。

討論に入り、委員からは、本来子供たちには、 少人数学級の環境の中で担任が丁寧な個別の指導が行えるような環境整備が必要と思う。また、 教育とは、効率的な財政執行という見地からだけでは捉えられない行政分野であり、長期にわたる子供たちへのよりよい社会化への支援策として、教育費の増大は求められて当然であると思うので、この請願に賛成するとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべ きものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきます ので、よろしくご賛同賜りますようお願いいた します。

以上で文教常任委員会に付託になりました審 査案件の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第3、請願第6号 少人数学 級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に 係る意見書提出方請願の1件について、討論の 通告がありませんので、討論を終結し、採決い たします。

請願第6号について、文教委員長の報告は、 採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

〇小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

O安部 隆厚生常任委員長 おはようございます。 平成26年第4回市議会定例会において、厚生 常任委員会に付託になりました議案1件、請願 1件について、審査いたしました経過と結果に ついてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日 に開催し、委員出席のもと、紹介議員、当局関 係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第68号 長井市障害程度区分 認定審査会の委員定数等を定める条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明申し上げま す。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の 改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、法律の施行により、知的障害者や精神障害者については支援が前進したということであるが、具体的にはどういった部分が前進したのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、知的障害、精神障害については、これまで障害の程度区分が、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性が反映

されていないのではないかという指摘があったが、法施行により、障害程度区分を障害支援区分に改め、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、判定項目をふやして、一次判定の段階で、ある程度特性に応じた判定ができるように配慮されているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、障害支援区分の判定のための審査会については、症状が重くなった場合など、必要な支援が変わった場合どのような手続になるのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、まずはどのように症状が変わったのか申し出てもらい、医師からの意見書を参考に審査するという流れであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 手話言語法制定を求める 意見書の提出を求める請願書について申し上げ ます。

本請願は、一般社団法人山形県聴覚障害者協会会長、小野善邦氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての